

取扱期間

令和7年 4/1 2 ▶ 令和8年 3/31 2

契約時に組合員および 組合員と同居の ご家族の方に限り

年

預入期間

上記以外の方 年0.25%上乗せ (税引前)

※組合員加入を同時申込みした場合も上記金利を適用いたします。取扱期間中、金融情勢等により利率を変更する場合がございます。

●店頭に商品概要説明書をご用意しております。 詳しくは各支店へお気軽にお問い合わせください。 JACであ浜松







相続期訊

つなぐ想い

取扱期間

令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)

対象のお客様

金融機関(当組合以外も含む)で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方とさせていただきます。

対象貯金の種類

- スーパー定期貯金(自動継続)※預入金額1,000万円未満
- 大□定期貯金(自動継続)※預入金額1,000万円以上

対象資金

金融機関(当組合以外も含む)で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した預貯金とさせていただきます。

- ※共済金や保険金、相続により取得した資産を売却した資金等は、 お預入れできません。
- ※既に当組合にお預入れしている相続人様名義の貯金 (相続によらないもの)でのお預入れはできません。
- ※被相続人が亡くなられたことによる未払給与や死亡退職金は、対象 となります。

対象定期貯金預入期間

1年

対象定期貯金預入金額

1契約300万円以上で、相続により取得した預貯金の範囲内とさせていただきます。(1円単位)

※預入回数は1個人1回限りとさせていただきます。契約本数は複数でも可能ですが、預入日は同日に限らせていただきます。

受入形態

「総合口座」の定期欄に組み入れとさせていただきます。 ※ATMでのお預入れはできません。

お問い合わせ・お申込みは各支店へお気軽にどうぞ

川合いあ浜松

お役立ち情報満載! JAとぴあ浜松のホームページ https://jatopia.ja-shizuoka.or.jp

JAとぴあ浜松 検索



適用金利

- ●自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。
- ●取扱期間中、金融情勢等により利率を変更する場合が ございます。
- ■満期日前に解約する場合は、当組合の中途解約利率を 適用させていただきます。
- 税金は20.315%(国税15.315%、地方税5%)(※)の 分離課税となります。
 - ※令和19年12月31日までの適用となります。

ご提示いただく書類

[書類は写しでも差し支えありません]

- ①本人確認のできる書類
- ②相続手続きが完了した時期が確認できる書類/金融機関に提出した依頼書、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など
- ③被相続人、相続人が確認できる書類/金融機関に提出した依頼書、戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)、遺言書(公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済のもの)など
- ④相続により取得した資金と確認できる書類/金融機関に 提出した依頼書、遺言書(公正証書遺言書、または自筆遺 言書※家庭裁判所の検認済のもの)、被相続人名義の解約 済み通帳、または解約計算書など
- ※当組合で相続手続きを行ない取得した資金をお預入れされる方は ②~④の書類提出は必要ありません。
- ※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は②~④の書類提出は必要ありません。

ご相談窓口